

長野県老人保健施設協議会 2024年度 第1回全体総会

全老健正会員用『団体保険制度』にみる

介護老人保健施設 における事故の傾向

令和6年7月31日

公益社団法人全国老人保健施設協会
株式会社全老健共済会

本日のお話し

1. 対人事故の発生状況
2. 対人事故の支払状況
3. 高額支払い事故事例
4. 全老健事故検討会の取組と今後の展望
5. 2024年10月 団体保険制度商品改定

1. 対人事故の発生状況（受付時点の件数）

令和元年10月20日から

令和2年9月30日まで

【825件】



うち対人事故	781件
転倒・転落	575件
誤飲・誤嚥	20件
感染症	1件
誤薬	3件
その他・不明	182件

賠償請求あり131件
(ありそう含む)

令和2年10月20日から

令和3年9月30日まで

【889件】



うち対人事故	817件
転倒・転落	610件
誤飲・誤嚥	32件
感染症	28件
誤薬	3件
その他・不明	144件

賠償請求あり248件
(ありそう含む)

2. 対人事故の保険金の支払状況

令和元年10月20日から
令和2年9月30日まで

I 賠償事故補償制度

138件	232,272,009円
対人賠償	200,702,318円
弁護士費用等	
(争訟費用)	14,337,000円
治療費等	
(治療費用特約)	17,232,691円

II 利用者傷害見舞金制度

510件	44,506,450円
死亡・後遺症	17,960,000円
入通院	26,546,450円

令和2年10月20日から
令和3年9月30日まで

I 賠償事故補償制度

170件	123,904,599円
対人賠償	94,237,649円
弁護士費用等	
(争訟費用)	9,759,763円
治療費等	
(治療費用特約)	19,907,187円

II 利用者傷害見舞金制度

503件	29,177,100円
死亡・後遺症	7,640,000円
入通院	21,537,100円

3. 高額支払事例（転倒死亡事故）

【事案概要】

徘徊が著しい90才利用者が転倒し急性硬膜下血腫で翌日死亡。
認知症有り意思疎通難しく本人危険認識なく独歩歩行多々有り。
事故当日、10分足らずの間に一人で廊下を3周している姿が防犯カメラで確認される。然しながら当該利用者に声を掛けたり制止したりするスタッフは無く転倒となった。

【施設側の責任】

利用者の状態や転倒歴から予見性有り。歩き回る利用者に声掛けや制止すると言った注意義務等を尽くしたと言い難く責任有と判断。

また、転倒後数十分で意識喪失するも救急搬送まで2時間要している点も過失問われる可能性有

相手側弁護士から2,637万円（死亡慰謝料2,200万＋逸失利益253万＋近親者慰謝料100万＋葬儀代69万等）の請求有り。顧問弁護士委任。

訴外にて1,800万円にて示談（＋争訟費用¥1,161,600）

※見舞金制度の加入ナシ。

⑤全老健事故検討会の取組

事故報告会の検討でみてきたこと

事故の中には...

家族－利用中の事故は施設の責任でしょ？

施設－お預かりしている間の事故は施設の責任
保険で払えばいいんだよ！

判決－裁判官は老健の現場を知っているの？

医療機関の対応－救急搬送先の医師の意見がその
後を左右してしまう。

老健の役割・機能を理解いただけていないのではないか。

→家族へのアプローチ：

期待値と満足値の不一致（こんなはずじゃなかった）を解消。
家でも起きる事故、やむを得ない事故もある。
入所時リスク説明とサービス開始後の関係性の構築。

→社会・法曹界へのアプローチ：

老健の現状（現場の「限界」）を知ってもらう。
介護萎縮はケアの質の低下を招き自立支援の妨げになる。

→協力医療機関へのアプローチ：

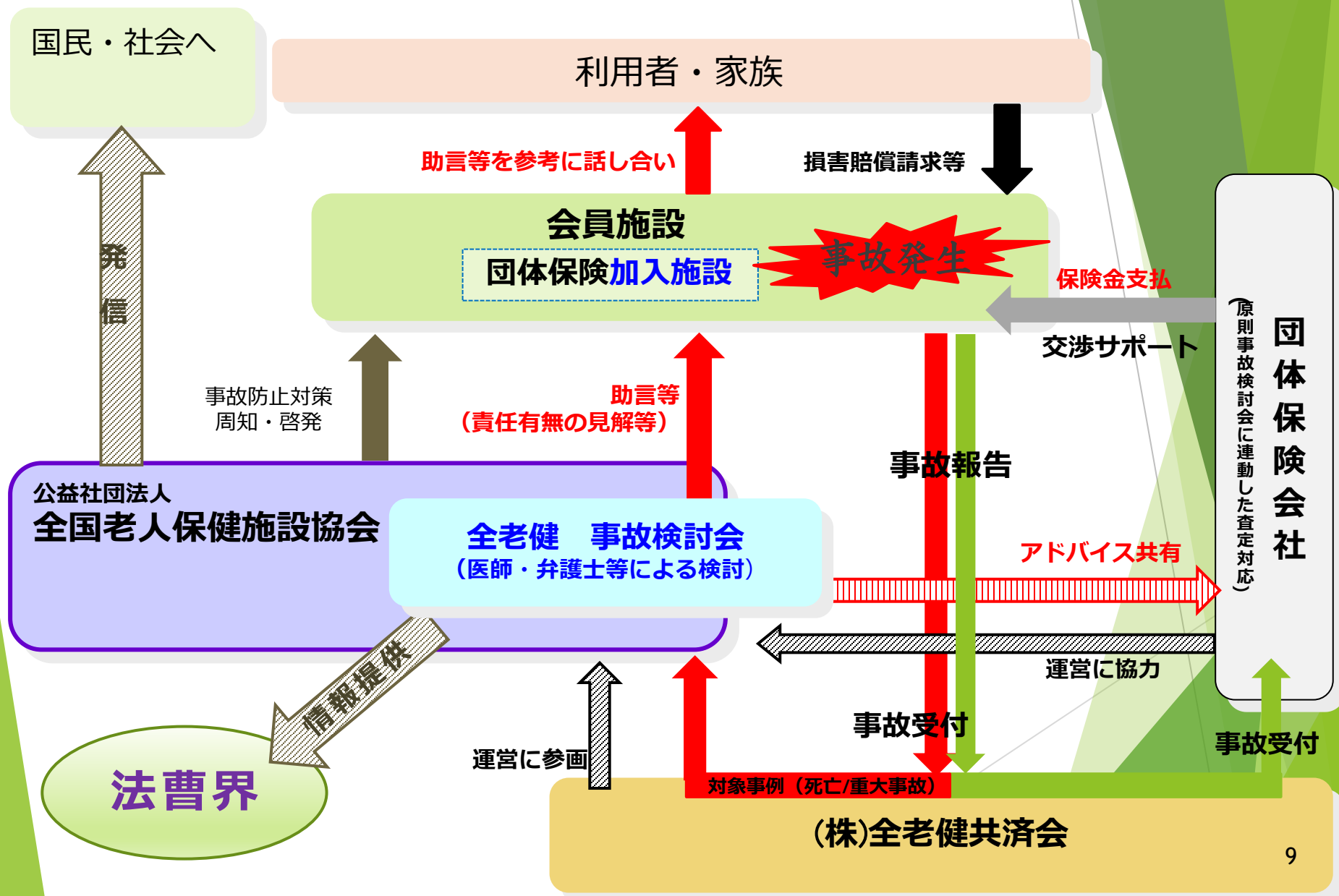
老健利用者の特徴と日常生活を知っていただく。
救急受入時の家族対応。

全老健事故検討会の創設

設置目的（抜粋 一部省略）

- 公益社団法人全国老人保健施設協会会員施設（総合補償制度加入施設）で発生した重大事故を対象に事故内容等を検討し、該当施設において適切な対応が取れるよう助言等を行う。
- 事故検討会で取り上げられた事故事案を整理し、施設における介護事故の減少および事故防止対策の一助となるよう公益社団法人全国老人保健施設協会会員施設に対して広報する。
- 利用者およびその家族、国民、法曹界等に対して、老健施設の機能、役割、リスク等について、正確な情報を発信していくことで、「より良い介護を取り巻く環境」をつくり上げる一助とする。

全老健 事故検討会（運営体制イメージ）



事故検討会検討事例

【事例概要】

利用者：Aさん（70代）（入所サービス利用）

要介護度：要介護Ⅱ

障害高齢者の日常生活自立度：A－2

認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅱb

既往歴：直腸癌（術後腸閉塞・腹膜炎でストマ管理中）

17時20分

- ・ 食堂での夕食時、スタッフが他利用者に「あの人の様子がおかしい」と声をかけられ確認。
- ・ 食事は全量摂取されていたが、意識・呼名反応無く看護師に報告。
- ・ 口腔内に残渣物無く、吸引するもわずか少量の残渣物が引けるのみ。
- ・ 脈触れず、血圧、SpO2測定不能、心音聴取不可。

17時25分

- ・ 心臓マッサージ開始。酸素5リットル投与。

17時35分

- ・ 救急隊到着。AED施行するも反応なし。

17時50分

- ・ 救急隊による気管内挿管施行。
AED継続も状態に依然反応なし。



18時20分

- ・医療機関へ救急搬送。→ お亡くなりになる。

搬送先の医師より『**挿管時に食物残渣貯留を認め誤嚥窒息による死亡**』と診断を受ける。

その他の情報

※当該利用者は、食事は自立している方であった。

※スタッフは少し離れた場所におり、当該利用者に背を向ける状態で発見が遅れた。

※窒息によるチョークサイン等は確認できなかった。
(当時周囲にいたスタッフや入所者の聞き取りから)

利用者家族の反応

- ・突然のことにやりきれない思いがある。
- ・施設にはキチンとした究明・説明としかるべき対応をお願いしたい。

【医師の視点から】

A. 既往歴を聴取

- ・ 直腸癌のみであり、嚥下機能の低下に繋がる病歴はありません。

B. 入所後の嚥下の様子を聴取

- ・ 当該利用者は約半年前の入所以降、摂食・嚥下の状態を見る限り、食事は自立と評価され、因みに前医の病院からの看護要約においても、入院中の食事は自立と評価されておりました。

C. 入所後の食事形態を聴取

- ・ 前医の病院から主食常食、副食を一口大で摂食しておりましたが、当該施設では念の為にトロミ食にしておりました。

D. 心肺停止を発見されるまでの様子を聴取

- ・ 誤嚥窒息を疑わせる「もがき喘ぐ」様子や「チョークサイン」等は認めておりません。

E. 現場での救急救命活動時の所見を聴取

- ・ 発見から救命活動まで速やかに行われており、現場の救命活動では職員から口腔内残渣物は引けずに、結果として救命隊により気管内挿管に至っております。

【医師の視点から】

F.結論

- ・当該利用者は嚥下機能の低下に繋がる病歴はなく、入所以降と前医の病院看護要約からも摂食・嚥下は自立と評価されておりましたが、当該施設においては念の為にトロミ食でした。誤嚥窒息を疑わせる「チョークサイン」等は認めておらず、本件は誤嚥窒息では無い可能性を示すものと考えました。



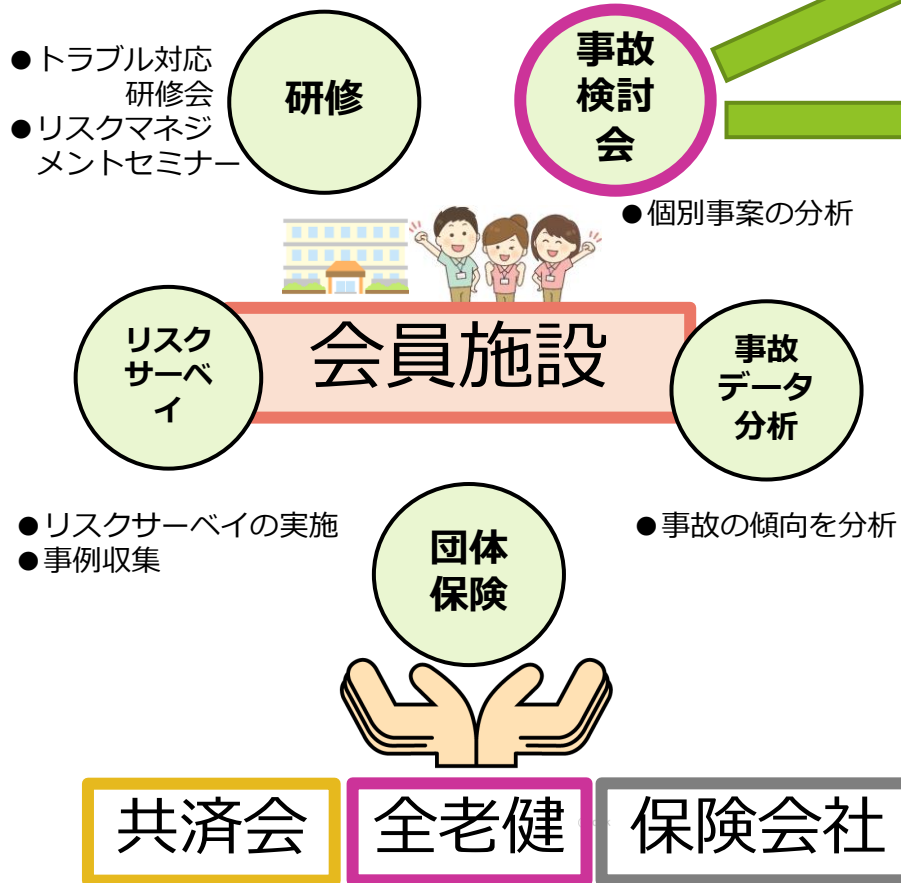
- ・誤嚥以外の原因で死亡に至った場合、その予見・結果回避は不能であり、いずれにせよ施設側の責任は認められないものと思料いたします。

【弁護士の視点から】

- ▶ 死亡診断書の死因が「窒息」と記載されたとしても、事故後の状態から窒息ではないと認定されることがある。→発見時の状態やその後の処置の結果をよく記憶し、速やかに記録すること。
- ▶ 普段からの嚥下状況についてよく観察し、記録、対応を都度検討することが大事。
- ▶ 今回は誤嚥をうかがわせるエピソードが無かったため「予見可能性なし」という方向に作用したが、もしむせ等があったのであれば、その都度慎重に食事形態や方法を見直さなければならないので注意。

今後の展望（取り組み）

将来に向けた取り組み（全体像）



国民・
社会へ

法曹界へ

損害賠償のあり方
・考え方について
社会の風潮を
変えていく。

現場の皆さまが安心して
ケアを提供できる
社会を目指して

介護事故の標準的な指針・ガイドライン策定へ

⑤2024年10月 団体保険制度商品改定

老健施設と損害保険加入

老健施設の損害保険加入については、厚生労働省より発行されている

『老企第44号 第3 施設及び設備に関する基準』

31 事故発生の防止及び発生時の対応(基準省令第36条)

(5) 損害賠償（第3項）にて、

『介護老人保健施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。』

とされており、ほぼ全ての施設が 賠償責任保険 に加入しています。

賠償すべき事態となった場合……

●民事上の責任の発生要件

民事上の責任とは、被害者が被った損害を金銭的に評価し、加害者側が賠償する責任です。この責任を加害者側が負わなければならない場合、つまり民事上の責任の発生には、主に次の3つの要件が必要となります。

①故意または過失

事故の発生の危険性を予見し、かつ、回避の適切な措置を講ずるべきなのに、それを不注意により怠った場合に、「過失あり」と判断されます。（ただし、「故意」の場合には保険の対象とはなりません。）

②損害の発生

現実に被害者が亡くなったり、ケガをしたというような事実が要件となります。損害の発生がないのに、責任を負うことはありません。

③因果関係

前記の「故意または過失」を原因として「損害が発生」することが要件となります。

全老健が契約者となる『団体保険』です。

介護老人保健施設総合補償制度

I. 賠償事故補償制度

II. 利用者傷害見舞金制度

III. 見舞客・ボランティア傷害見舞金制度

IV. 情報漏えい損害補償制度

V. トルネード・サンダーガード（什器備品）

VI. 廃棄物排出者賠償補償制度

VII-1. 業務災害補償制度

VII-2. 感染症補償制度（VII-1のオプション）

VIII. 職員傷害見舞金制度

（選択加入が可能）



I. 賠償事故補償制度(法律上の賠償責任を負った場合に補償)

(1)介護事故 (施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)					(2)医療事故 (医師賠償責任保険)		年間保険料
①基本保険料	②利用者定員 (入所+通所)	③事故割増引 (係数0.6~5.0)	④セット割引 (係数0.7または1)	⑤リスクマネジャー割引 (係数0.75または0.8 または1)	⑥医療事故補償		
1,230円 ×	名 ×	×	×	×	+ 40,700円 =	円	

<その他の特徴>

- (1)利用者定員で保険料算出可能 (簡単)
- (2)過去の事故件数に応じて保険料の「割増引」があります
- (3)利用者傷害見舞金制度 (後述) とのセット加入で
 - ①保険料が30%OFF
 - ②初期対応弁護士費用特約(自動付帯)
- (4)全老健リスクマネジャー資格取得者在籍施設は
保険料が20%OFF、複数名在籍の場合は25%OFF
- (5)その他の特約
 - ☆利用者治療費用特約(自動付帯)
 - ☆初期対応費用担保特約(自動付帯)

詳しい補償内容等は必ずパンフレットでご確認ください。

II. 利用者傷害見舞金制度(法律上の賠償責任が無くても補償)

保険料の算出方法	①基本保険料	②口数(2口限度)	③利用者定員数	④リスクマネジャー割引 (係数0.75または0.8 または1)	年間保険料
	1,050円 ×	口 ×	名 ×		
					= 円

<その他の特徴>

(1)利用者定員で保険料算出可能(簡単)

(2)全老健**リスクマネジャー**資格取得者在籍施設は

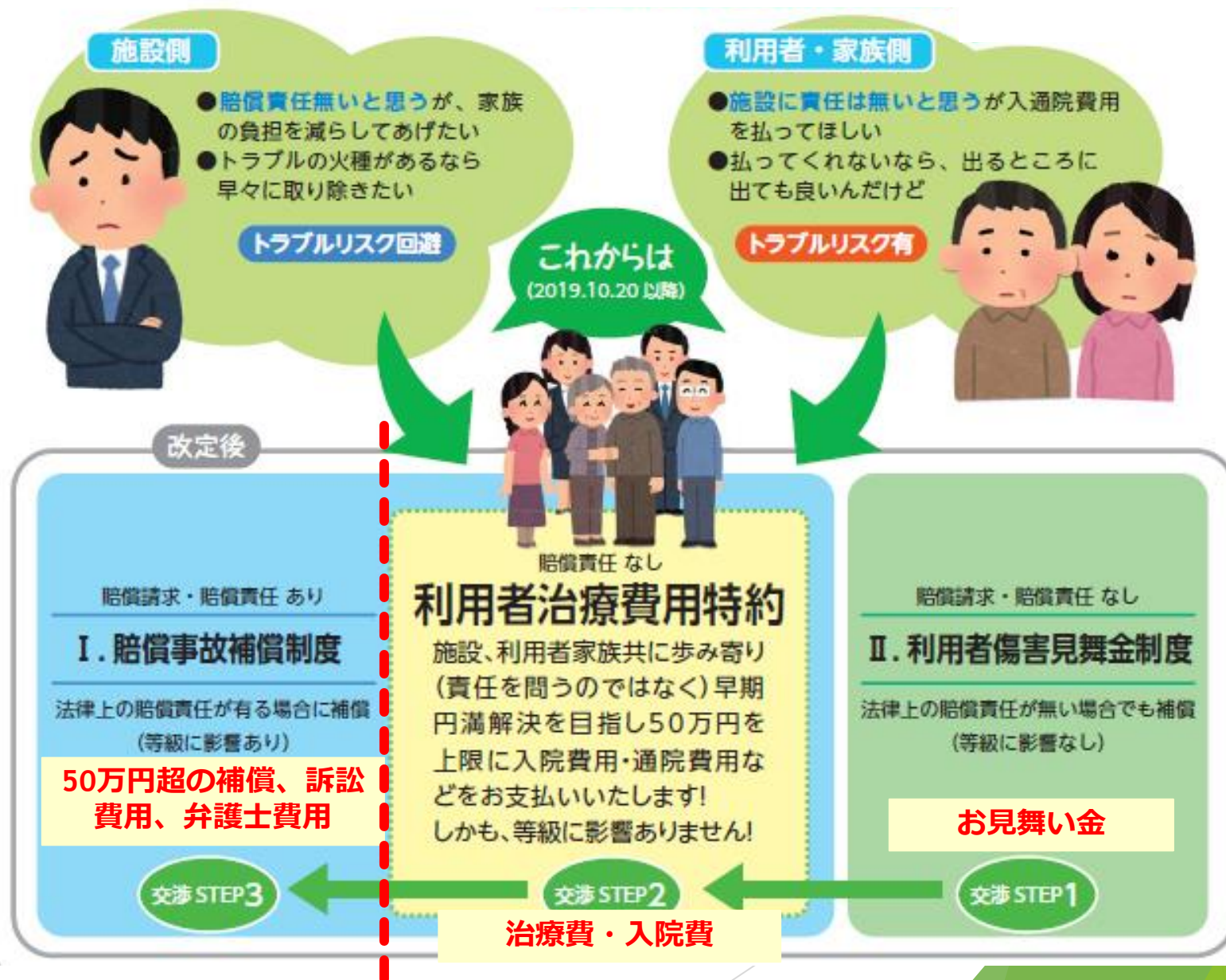
保険料が20%OFF、複数名在籍の場合は25%OFF



保険金額および保険料				支払限度額(被災者1名につき)	
保険金の種類				1口	2口
(1)	死亡見舞費用保険金(*1)			100万円	200万円
	後遺障害見舞費用保険金(*1)			4~100万円	8~200万円
	入院見舞費用保険金	入院期間	61日以上	10万円	20万円
		//	31~60日	5万円	10万円
		//	15~30日	3万円	6万円
		//	8~14日	2万円	4万円
		//	7日以内	1万円	2万円
	通院見舞費用保険金	通院日数	61日以上	5万円	10万円
		//	31~60日	3万円	6万円
		//	15~30日	2万円	4万円
		//	8~14日	1万円	2万円
		//	7日以内	5,000円	1万円
(2)	被災者対応費用保険金			50万円	100万円

詳しい補償内容等は必ずパンフレットでご確認ください。

両制度の上手な使い方



示談交渉してくれないの？

- ▶ 自動車保険は保険会社が示談交渉してくれるよね？
- ▶ 施設の保険はしてくれないの？



『できない』のです。

弁護士法により、保険会社が示談交渉をしてはいけないのです！



.....でも、話が通じない相手との交渉は時間と労力が.....



そこで、**新登場**

全老健団体保険制度商品改定

介護老人保健施設総合補償制度 2024年10月募集について

介護老人保健施設 総合補償制度 **登場!**
賠償事故・示談交渉支援サービス

利用者やご家族とのトラブル…
全部まとめておまかせください!

どうしても…?
責任をとれ!
謝意をさせてよ!
謝らせてやる!

どうしよう…
慰謝料の額かも…
裁判にやるのかを…
過失はをいのに…

**弁護士が
示談を支援します!**

一般的な賠償責任保険では、「法律上の賠償責任がある」と判断された場合には保険金が支払われますが、「弁護士への相談費用」等は含まれない(施設の負担となる)場合もあります。

介護老人保健施設総合補償制度なら、
トラブル・事故発生時の相談から、示談交渉時まで、
弁護士相談費用等を補償可能です。

※賠償事故・示談交渉サービス(弁護士相談費用に関する特約条項)は、総合補償制度の施設基本プラン「賠償事故補償制度」と「利用者傷害見舞金制度」の両方に加入している場合に適用となります。

画面もご覧ください

公益社団法人 全国老人保健施設協会

事故発生から解決まで

事故発生 → 対応方針の検討 → 利用者・ご家族への説明・話し合い → 利用者・ご家族からの賠償申し立て → 示談交渉 → 示談成立(合意・裁判・和解等) → 保険金支払

賠償責任保険

自己(施設)負担

訴訟費用(弁護士費用等)

介護老人保健施設総合補償制度

賠償事故・示談交渉サービス:
弁護士相談費用に関する特約条項
(弁護士への相談費用等)

賠償責任保険・
訴訟費用
(弁護士費用等)

利用時も
事故発生補償制度の
等級に影響
しません!

※保険会社が事前に承認した場合に限り。

弁護士相談費用に関する特約条項

支払限度額 1事故につき 50万円、保険期間中 50万円

免責金額 1事故につき 0円

ご利用先の
弁護士の
ご紹介も可能です!

※賠償事故・示談交渉サービス(弁護士相談費用に関する特約条項)は、総合補償制度の施設基本プラン「賠償事故補償制度」と「利用者傷害見舞金制度」の両方に加入している場合に適用となります。

このチラシは総合補償制度の概要についてご紹介したものです。各保険の内容は別途ご用意しているパンフレット等をご確認ください。またご加入にあたっては、必ず「賠償事故補償制度」および「利用者傷害見舞金制度」の両方に加入していることを確認してください。

お問い合わせ
[取次機関]
株式会社全老健共済会
〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 芝公園ビル6F
TEL:03-5425-6900 FAX:03-5425-6901
https://www.token.co.jp/

[保険会社]
東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)
三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン/株式会社

2024年●月作成 24T-000000

両制度の上手な使い方



全老健会員施設職員等を対象とした

福利厚生サービスの実施について

株式会社全老健共済会

このたび全老健共済会は、全老健会員施設の皆様の福利厚生の実をはかるため、『老健施設福利厚生会』を通じて、お住まい、お車の購入サポートから、万一のときの休業補償プランなどのご提供をすることといたしました。

ご加入の対象は、次の方々となります。



加入対象：

**全老健会員施設、左記設置法人、左記関連居宅事業所
や関連医療機関等の職員やその家族**

対象とするサービスや取り扱う制度のご紹介

①住宅メーカー紹介制度 ②おクルマ購入サポート制度 ③休業補償プランなど

東京海上日動 住宅メーカー紹介制度

ご購入者へうれしい特典!

制度対象の住宅メーカーに限り、
建物価格から
1~5% 値引き
があります!

※東京海上日動と提携のある住宅メーカーです。提携は提携先により異なります。
※住宅メーカーと提携される際の条件が適用されます。
※この制度は提携先の住宅メーカーから購入する住宅に限ります。
※住宅メーカーにより適用の範囲が異なります。

ご紹介させて頂きました住宅メーカーでの購入価格が安いのでお祝いにご利用ください。
※、提携の住宅メーカーからの見積もりも可能です。

ご注意事項
①本制度は基本的に、戸建て又はマンションの購入に限ります。
②本制度をご利用頂くことが出来るのは、提携先の条件に限りです。尚、提携先は提携先により条件が異なります。
③ご紹介先への申し込みは提携先の条件により異なります。
④提携先は住宅メーカーにより、提携先が異なります。詳しくは提携先にお問い合わせください。

お問い合わせ先
提携先営業・担当者または弊社までお問い合わせください。

全老健福厚生会(仮称)会員のみなさまへ
クルマ選びは楽しい!でもいろいろ迷うことも...
おクルマの購入をご検討されている方のお手伝いをいたします!

インターネットなど
見ているだけでは
分からないことが...
予算を考えるとなかなか
良いクルマが見つからない...
一歩踏み出すのが難しい...

東京海上日動火災保険(株)のネットワークを活用して
車種や予算など、お客様のご希望に沿った
全国の自動車販売店をご紹介します
おクルマ購入サポート制度があります!!

「おクルマ購入サポート制度の魅力」

- Point 1 新車だけでなく、中古車・輸入車の販売店もご紹介できます!!
全メーカー全系列の正規自動車販売店が対象です。
- Point 2 複数の車種を検討中の場合、メーカー別に販売店をご紹介します!!
- Point 3 ご本人様だけでなく、ご家族もご利用OK!!

お申込みはカンタン!LINEでお申込み!

1 LINEアプリをインストールし、友達追加を完了。
2 LINEアプリを開くと、おクルマ購入サポートの画面が表示されます。
3 画面下部の「おクルマ購入サポート」ボタンをクリック。
4 カード入力画面が表示されます。必要事項を入力し、送信ボタンをクリック。

To Be a Good Company
東京海上日動

10月1日(第2期第1回)開始
資料3-2

WEB加入専用パンフレット
全国中小企業団体中央会の団体総合生活保険

中央会の休業補償プラン

がん保険、生活保護、障害補償、個人賠償責任補償、団体賠償責任補償、介護保険、旅行傷害補償、ネットインフラセキュリティ保険

働くすべての人と、そのご家族を守ります。

割引率 最大 **20% OFF!**

全国中小企業団体中央会
東京海上日動火災保険株式会社
Tokai Marine Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
信頼の中央会の制度、だから安心。

今後、更にサービス内容、メニューの充実をはかります。

③休業補償プラン（商品ラインナップ）

働くすべての人と、そのご家族を守ります。

中央会会員企業
経営者・従業員とご家族 **限定**

中央会の休業補償プランは中央会会員限定の団体保険制度。
約233万の傘下企業を有する中央会のスケールメリットを生かした「団体割引」と
東京海上日動の「最先端の補償」で従業員とご家族の皆様に「安心」をお届けします。

特長.1

中央会の**団体割引等**が使えます。（最大**20%**）

特長.2

配偶者や**ご家族**の方で加入が**可能**です。

特長.3

8つの幅広い補償から、必要な補償を**選んで**あなただけのプランで加入できます。

特長.4

ご加入時の医師の診査は不要。**簡単な告知**で加入ができます。

特長.5

Web募集をご用意。いつでも・どこでもお気軽に加入ができます。

こんな人におすすめです

中央会の休業補償プランは、 こんな人のための保険です。

充実した補償をラインアップ。そして団体割引で割安！簡単な告知で加入が可能。
1年更新のためライフステージに合わせて必要な時に必要な補償にご加入いただけます。
あなたにぴったりの保険が見つかります。

こんなお悩みにお応えします



保険に入らないのは不安だけど、
できるだけ安く抑えたい

中央会の団体割引で割安な保険料を実現



すでに加入している保険で
カバーしきれないリスクに備えたい。

ライフステージに合わせて必要な補償を
ラインアップ。ご自身で選ぶことができます。



保険に入りたいけど
時間が合わない

全国の東京海上日動の代理店
またはWEBでの加入もOK



健康に不安があるけど
加入できる？

医師の診査は不要で告知もカンタン！

充実の補償ラインアップ

人生100年時代の安心のために必要な補償

がん補償 がんは入院せずに通院治療を選択する時代。治療と仕事の両立を支える補償です。



20% OFF!

特長

- 1 がんが診断が確定されたときに一時金を補償。さらにがんが再発・転移した場合に再発一時金を補償
- 2 三大治療にかかるがん通院日数分について無制限に補償
- 3 高額先進医療、抗がん剤治療、患者申出療養制度など最新のがん治療にも対応

医療補償 入院や手術のリスクは誰にでも起こり得ます。病気による入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。



20% OFF!

特長

- 1 病気による入院・手術の費用を補償
- 2 先進医療を最大500万円補償
- 3 三大疾病になったときがん・診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合一時金を補償（先進医療補償もオプション）

傷害補償・個人賠償責任補償 加害事故、被害事故 どちらも大きなリスクとなります



20% OFF!

特長

- 1 ケガ・特定感染症（新型コロナウイルス感染症等）による入院・通院の費用を補償
- 2 他人をケガさせてしまった、他人のものをこわしてしまつた時の賠償を最大1億円補償
- 3 日常生活のトラブルによる弁護士相談費用を最大300万円補償

休業補償 働けなくなるリスク その時の給与、どうしますか？



20% OFF!

特長

- 1 病気・ケガ・メンタルヘルスによって働けなくなった場合の収入の減少を補償
- 2 休業補償の補償月額額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能
- 3 最長満60歳の誕生日まで収入の減少を補償

介護補償 要介護状態になった場合に備える補償です。



20% OFF!

特長

- 1 要介護状態になった際の一時金を補償
- 2 会員事業所にお勤めの本人・配偶者および本人の両親が加入可能
- 3 介護アシスト（付帯サービス）で、電話介護相談も可能

携行品損害補償 外出時の携行品の破損や盗難に備え、あなたの財産を守る補償です。



20% OFF!

特長

- 1 外出時、携行品の破損や盗難などを補償
- 2 海外旅行中にハンドバッグをひったくられた等お手持物の盗難も補償
- 3 誤ってカメラを落としたり等の破損やスポーツ用品の破損も対象

ホールインワン・アルバトロス補償 ホールインワンやアルバトロスを達成した際に、達成のお祝い費用を補償します。



20% OFF!

特長

- 1 ホールインワンやアルバトロスを達成した際に、達成の「お祝い」を補償
- 2 傷害補償（ご自身のケガ）+個人賠償（他人のケガ・他人のモノの破損）+携行品損害補償（ゴルフ用品等の盗難・破損）もセットで加入することでゴルフ中のリスクをまとめて補償

※2022年7月1日現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（感染症法第5条第2項第1号の感染症）に対する医療に関する診療報酬改定が適用されていますので、補償対象となります。

※組み合わせ自由 ※ひとつだけの加入も可能です。

休業補償プランの特徴と加入プラン（年間保険料）例

モデルケース1 **20代** 保険料例：月々 1,910 円



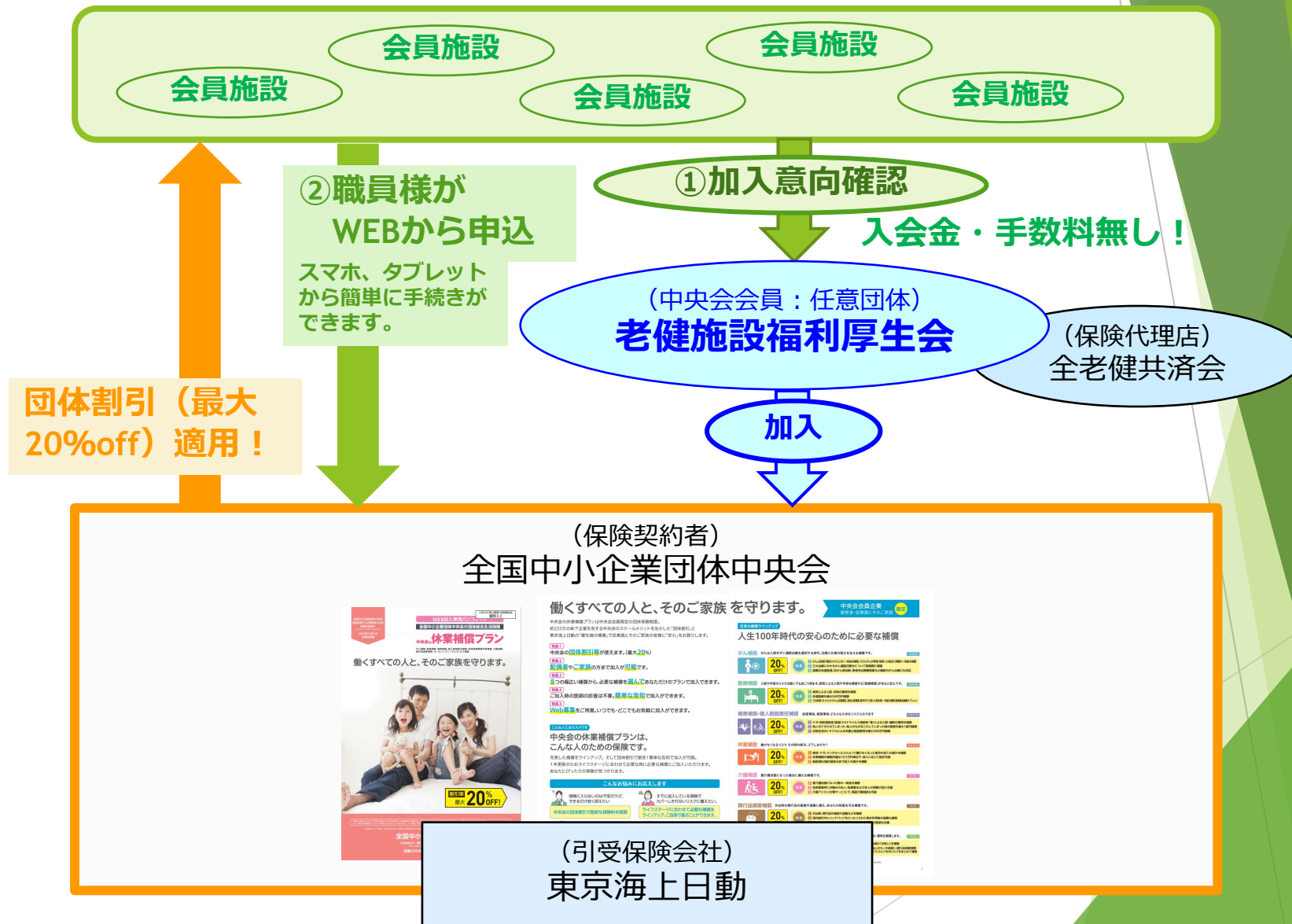
モデルケース2 **30代~40代** 保険料例：月々 4,320 円



モデルケース3 **50代** 保険料例：月々 6,100 円



③休業補償プラン 制度ご加入について



保険に関するご相談などございましたら、お気軽にご連絡ください！

【お問い合わせ先】

全老健正会員用団体保険取扱代理店

株式会社全老健共済会

保険事業課（瀬野・田邊）

TEL：03-5425-6900

ご清聴 ありがとうございました。